

資料 1

犬山市体育館ネーミングライツ導入とこれまでの実績

- ・ ネーミングライツは、「公共施設等に名称（愛称）を付与する権利（命名権）」及び「これに付帯する諸権利等（パートナーメリット）」をいい、新たな財源確保の一環として実施するものです。
- ・ ネーミングライツパートナーからの提案によって決定した愛称は、契約期間において、日常的な施設名称として使用します。（市条例に定める正式名称「犬山市体育館」が変更となるものではありません。）
- ・ 犬山市体育館では、犬山市初の導入事例として、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、現在、エナジーサポート株式会社（犬山市字上小針 1 番地）を相手方（ネーミングライツパートナー）として契約を締結しています。
- ・ ネーミングライツパートナーからの提案によって決定した愛称は、契約期間において、日常的な施設名称として使用するため、市民や利用者に目に触れる機会は多く、愛称が与える影響や印象は大きいものです。
- ・ 犬山市では、前回から、そのため、特定の事業者には、これらの諸権利を付与する上においては、『提示価格（契約予定金額）』だけでなく、『愛称の内容』のほか、『施設の魅力向上に関する提案』や『事業者における地域や社会への貢献』などの項目・視点から総合的に判断しています。
- ・ ネーミングライツパートナーから納付されるネーミングライツ料（契約金）は、広く市民のスポーツの振興及び健康の増進を図る目的である犬山市スポーツ振興基金に積み立てています。

■現在のネーミングライツ契約内容の概要

○契約者 エナジーサポート株式会社

○愛称 エナジーサポートアリーナ

○契約期間 5年間（平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

○契約金額 年額 1,200,000 円

（消費税及び地方消費税額を除く）

○パートナーメリット 【実績は裏面のとおりに】

(1) 建物壁面（2カ所）、印刷物、ウェブページ、パンフレット
などへの愛称の掲出

(2) 館内掲示板への広告掲示

(3) 年 2 回以内の犬山市体育館の優先利用権

6 その他 契約期間の満了にあたり、相手方に契約継続の希望があれば優先交渉権を付与。原契約の内容に関わらず、更新年度の募集要項基準を満たせば更新可能。

【パートナーズメリットの実績】

○愛称の掲出

①建物壁面（2カ所）



体育館北側



体育館西側

※壁面看板の設置・撤去費用及び照明に係る電気使用料は全てネーミングライツパートナーが負担

②印刷物（例）

別添参照

バスケットボールB3 リーグ（2018-2019／2019-2020 シーズンチラシ）

○館内掲示板への広告掲示

実績なし

○犬山市体育館の優先利用権

年度	回数	利用目的
平成 28 年度	1	女子バレーボール大会（エナジーサポート杯）
平成 29 年度	1	女子バレーボール大会（エナジーサポート杯）
平成 30 年度	1	女子バレーボール大会（エナジーサポート杯）
令和元年度	1	女子バレーボール大会（エナジーサポート杯）
令和 2 年度	—	—